

川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則（案）

川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則(平成15年川崎市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第11条から第15条までを削る。

第16条を第14条とし、第10条を第13条とし、第9条を第12条とし、第8条を第11条とする。

第7条を削る。

第6条の見出しを「(決定の通知)」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(誓約書の提出)

第10条 第8条第1項の通知を受けた者は、同条第2項の届出の際に、委員会に誓約書を提出しなければならない。

2 委員会は、第8条第1項の通知を受けた者が前項の誓約書を提出しないときは、奨学生として決定しないことができる。

3 学年資金の奨学生は、前条の通知を受けた日から委員会が指定する期間内に、校長を経て委員会に誓約書を提出しなければならない。

4 委員会は、学年資金の奨学生が前項の誓約書を提出しないときは、奨学生の決定を取り消すことができる。

第5条を削る。

第4条第1項中「奨学生になることを希望する者」を「希望者」に、「奨学金」を「奨学資金」に、「教育委員会(以下「委員会」という。)」を「委員会」に改め、同条第4項中「受付期間は」の次に「、入学支度金及び学年資金のそれぞれについて」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、緊急採用においては同一年度の2月末までとする。

第4条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(奨学生の決定)

第8条 委員会は、前条による入学支度金の支給申請があったときは、申請内容を調査し、教育長が別に定める採用の基準（以下「採用基準」という。）に該当する者に対し、高等学校への進学後に奨学生として決定する旨を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、高等学校へ進学した後に、委員会が定める期日までにその旨を届け出るものとする。

3 委員会は、前項の届出があったときは、その事実を確認し、奨学生として決定するものとする。

4 委員会は、前条による学年資金の申請があったときは、申請内容を調査し、採用基準に該当する者について、速やかに予算の範囲内で奨学生を決定するものとする。

第3条中「奨学金」を「学年資金」に改め、同条ただし書中「年度の途中で支給を受ける奨学生の」を「緊急採用における」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

(支給時期)

第5条 入学支度金は、奨学生が高等学校に進学した年度の5月に支給する。

ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 学年資金は、月額においては8月及び翌年の2月に、第3条ただし書に規定する加給額においては翌年の2月に支給する。ただし、委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(申請基準)

第6条 希望者は、教育長が別に定める申請の基準に該当する者でなければならない。

第2条を削り、第1条の次に次の2条を加える。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 入学支度金 条例第6条第1項第1号ア及び同項第2号アに規定する入学支度金をいう。

(2) 学年資金 条例第6条第1項第1号イからオまで及び同項第2号イからオまでに規定する奨学金をいう。

(3) 緊急採用 奨学生になることを希望する者（以下「希望者」という。）の属する世帯の生計を主として維持する者等が第7条第4項で規定する受付期間（以下「受付期間」という。）後に死亡した場合、又は希望者の属する世帯が受付期間後に震災、風水害、火災その他これらに類する災害を被った場合に、同一年度内において学年資金の奨学生を追加決定することをいう。

(支給額)

第3条 学年資金の額は、国立又は公立の高等学校に在学する者については1人月額3,000円、私立の高等学校に在学する者については1人月額5,000円とする。ただし、第2学年では1人年額25,000円を、第3学年では1人年額10,000円を加給する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 制 定 理 由

奨学金を奨学生が在学する学年等の区分に応じて支給することとし、及び川崎市奨学金審査会を廃止するため、この規則を制定するものである。

川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則 平成15年2月20日教委規則第3号 川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則 (目的)</p>	<p>○川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則 平成15年2月20日教委規則第3号 川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則 (目的)</p>
<p>第1条 この規則は、川崎市高等学校奨学金支給条例（昭和37年川崎市条例第19号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第1条 この規則は、川崎市高等学校奨学金支給条例（昭和37年川崎市条例第19号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p><u>(定義)</u></p>	
<p><u>第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p>	
<p><u>(1) 入学支度金 条例第6条第1項第1号ア及び同項第2号アに規定する入学支度金をいう。</u></p>	
<p><u>(2) 学年資金 条例第6条第1項第1号イからオまで及び同項第2号イからオまでに規定する奨学金をいう。</u></p>	
<p><u>(3) 緊急採用 奨学生になることを希望する者(以下「希望者」という。)の属する世帯の生計を主として維持する者等が第7条第4項で規定する受付期間(以下「受付期間」という。)後に死亡した場合、又は希望者の属する世帯が受付期間後に震災、風水害、火災その他これらに類する災害を被った場合に、同一年度内において学年資金の奨学生を追加決定することをいう。</u></p>	
<p>(支給額)</p>	<p>(支給額)</p>
<p><u>第3条 学年資金の額は、国立又は公立の高等学校に在学する者については1人月額3,000円、私立の高等学校に在学する者については1人月額5,000円とする。ただし、第2学年では1人年額25,000円を、第3学年では1人年額10,000円を加給する。</u></p>	<p><u>第2条 奨学金の額は、1人月額9,500円とする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(支給期間)</p> <p><b>第4条</b> <u>学年資金</u>を支給する期間は、1年とする。ただし、<u>緊急採用における</u>支給期間は、支給開始時からその学年に在学する期間とする。</p> <p><u>(支給時期)</u></p> <p><b>第5条</b> <u>入学支度金は、奨学生が高等学校に進学した年度の5月に支給する。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><b>2</b> <u>学年資金は、月額においては8月及び翌年の2月に、第3条ただし書に規定する加給額においては翌年の2月に支給する。ただし、委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(申請基準)</u></p> <p><b>第6条</b> <u>希望者は、教育長が別に定める申請の基準に該当する者でなければならない。</u></p> <p>(奨学金の申請)</p> <p><b>第7条</b> 条例第4条の規定により、<u>希望者</u>は、<u>奨学資金</u>支給申請書（以下「申請書」という。）を在学する学校の長（以下「校長」という。）を経て<u>委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の申請があった場合は、奨学生推薦書を作成し、当該申請書とともに委員会に提出するものとする。</p> <p>3 委員会は、必要があると認めるときは、前2項に掲げる以外の書類の提出を求めることができる。</p> <p>4 申請書の受付期間は、<u>入学支度金及び学年資金のそれぞれについて、委員会が毎年定めるものとする。ただし、緊急採用においては同一年度の2月末までとする。</u></p> <p>(奨学生の決定)</p> <p><b>第8条</b> 委員会は、前条による<u>入学支度金の支給申請</u>があったときは、<u>申請</u></p>	<p>(支給期間)</p> <p><b>第3条</b> <u>奨学金</u>を支給する期間は、1年とする。ただし、<u>年度の途中で支給を受ける奨学生の</u>支給期間は、支給開始時からその学年に在学する期間とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(奨学金の申請)</p> <p><b>第4条</b> 条例第4条の規定により、<u>奨学生になることを希望する者</u>は、<u>奨学金</u>支給申請書（以下「申請書」という。）を在学する学校の長（以下「校長」という。）を経て<u>教育委員会（以下「委員会」という。）</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の申請があった場合は、奨学生推薦書を作成し、当該申請書とともに委員会に提出するものとする。</p> <p>3 委員会は、必要があると認めるときは、前2項に掲げる以外の書類の提出を求めることができる。</p> <p>4 申請書の受付期間は、委員会が毎年定めるものとする。</p> <p>(奨学生の決定)</p> <p><b>第5条</b> 委員会は、前条による<u>申請</u>があったときは、<u>奨学生の選定に係る事</u></p>

改正後	改正前
<p><u>内容を調査し、教育長が別に定める採用の基準（以下「採用基準」という。）に該当する者に対し、高等学校への進学後に奨学生として決定する旨を通知するものとする。</u></p>	<p><u>項について条例第5条に規定する川崎市奨学金審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。</u></p>
<p>2 <u>前項の通知を受けた者は、高等学校へ進学した後に、委員会が定める期日までにその旨を届け出るものとする。</u></p>	<p>2 <u>審査会は、前項の諮問に応じ審議し、答申するものとする。</u></p>
<p>3 <u>委員会は、前項の届出があったときは、その事実を確認し、奨学生として決定するものとする。</u></p>	<p>3 <u>委員会は、前項の答申に基づき、予算の範囲内で奨学生を決定するものとする。</u></p>
<p>4 <u>委員会は、前条による学年資金の申請があったときは、申請内容を調査し、採用基準に該当する者について、速やかに予算の範囲内で奨学生を決定するものとする。</u></p>	
<p>（決定の通知）</p>	<p>（決定の通知等）</p>
<p><u>第9条</u> 委員会は、奨学生を決定したときは、校長を経て本人に対し、奨学生決定通知書により通知するものとする。</p>	<p><u>第6条</u> 委員会は、奨学生を決定したときは、校長を経て本人に対し、奨学生決定通知書により通知するものとする。</p>
<p><u>（誓約書の提出）</u></p>	<p>2 <u>奨学生に決定した者は、前項の通知を受けた日から委員会が指定する期間内に、校長を経て委員会に誓約書を提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>委員会は、奨学生が前項の誓約書を提出しないときは、奨学生の決定を取り消すことができる。</u></p>
<p><u>第10条</u> 第8条第1項の通知を受けた者は、同条第2項の届出の際に、委員会に誓約書を提出しなければならない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>2 <u>委員会は、第8条第1項の通知を受けた者が前項の誓約書を提出しないときは、奨学生として決定しないことができる。</u></p>	
<p>3 <u>学年資金の奨学生は、前条の通知を受けた日から委員会が指定する期間内に、校長を経て委員会に誓約書を提出しなければならない。</u></p>	
<p>4 <u>委員会は、学年資金の奨学生が前項の誓約書を提出しないときは、奨学生の決定を取り消すことができる。</u></p>	
<p>（削除）</p>	<p>（支給の方法）</p>
	<p><u>第7条</u> 奨学生は、奨学金の受領を校長に委任するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(支給の停止)</p> <p><b>第11条</b> 委員会は、条例第7条の規定により奨学金の支給を停止したときは、校長を経て本人に対し、奨学金支給停止通知書により通知するものとする。</p> <p>2 奨学金の支給停止は、奨学金を支給停止とする事由が発生した月の翌月から行うものとする。</p> <p>3 心身の故障その他やむを得ない事情のため休学した奨学生が、その学年中に復学した場合は、奨学金の支給を再開することができる。</p> <p>(奨学金の返還)</p> <p><b>第12条</b> 委員会は、奨学生が条例第9条各号に該当した場合は、奨学金の返還を求めるものとする。</p> <p>(異動の届出)</p> <p><b>第13条</b> 条例第8条の規定による届出は、奨学生異動届により校長を経て行わなければならない。ただし、奨学生が事故等で届け出ることができないときは、保護者又はこれに代わる者が届け出ることができる。</p> <p>(削除)</p>	<p><u>2 奨学金は、7月、9月及び翌年の1月に校長を経て支給する。ただし、委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 校長は、奨学金の支給状況を明らかにするために、必要な書類を作成し、備えなければならない。</u></p> <p>(支給の停止)</p> <p><b>第8条</b> 委員会は、条例第7条の規定により奨学金の支給を停止したときは、校長を経て本人に対し、奨学金支給停止通知書により通知するものとする。</p> <p>2 奨学金の支給停止は、奨学金を支給停止とする事由が発生した月の翌月から行うものとする。</p> <p>3 心身の故障その他やむを得ない事情のため休学した奨学生が、その学年中に復学した場合は、奨学金の支給を再開することができる。</p> <p>(奨学金の返還)</p> <p><b>第9条</b> 委員会は、奨学生が条例第9条各号に該当した場合は、奨学金の返還を求めるものとする。</p> <p>(異動の届出)</p> <p><b>第10条</b> 条例第8条の規定による届出は、奨学生異動届により校長を経て行わなければならない。ただし、奨学生が事故等で届け出ることができないときは、保護者又はこれに代わる者が届け出ることができる。</p> <p><u>(審査会の組織)</u></p> <p><u>第11条 審査会の委員は、15名以内とし、次に掲げる者から委員会が委嘱し、又は任命するものとする。</u></p> <p><u>(1) 学識経験者</u></p> <p><u>(2) 市内の公立及び私立高等学校長</u></p> <p><u>(3) 市外の私立高等学校長</u></p> <p><u>(4) 市立中学校長</u></p> <p><u>(5) 委員会事務局職員</u></p> <p><u>2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>3 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p><u>(会長及び副会長)</u>  <u>第12条 審査会に会長、副会長各1名を置き、委員の互選により定める。</u>  <u>2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</u>  <u>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</u></p>
(削除)	<p><u>(招集)</u>  <u>第13条 審査会は、必要に応じて会長が招集する。</u></p>
(削除)	<p><u>(議事)</u>  <u>第14条 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。</u>  <u>2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p>
(削除) (委任)	<p><u>(庶務)</u>  <u>第15条 審査会の庶務は、委員会事務局において処理する。</u>  (委任)</p>
<u>第14条</u> この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。	<u>第16条</u> この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。